

令和元年度

坂越漁港小型船舶係留施設年度事業報告書

赤穂市長様

令和2年4月28日

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

西宮市西宮浜上丁目4-1 西宮ポートパーク内

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定非営利活動法人
兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

理事長 中条博義



電話 (0798) 37-2080

担当者氏名 並河 光明

坂越漁港小型船舶係留施設の管理に関する年度事業報告書について、下記のとおり報告
します。

記

1. 管理業務の実施状況
2. 施設利用状況及び利用料金の収入実績
3. 管理業務に係る経費の収支状況(収支決算書)



1. 管理業務実施状況(坂越フィッシャリーナ係留施設)

①施設の利用者に対する許可書の発行および利用料金徴収 許可書発行時に施設利用厳守事項と係留方法の案内を送付

坂越漁港小型船舶係留施設

係留施設使用遵守事項

- (1) 漁船施設の管理上必要がある場合は、使用を許可した係留施設を変更したり、随時的に艇を移動するなど管理者の指示に従っていただきます。
- (2) 漁船の維持管理、その他公益上必要と認めるときは、直ちに係留を中止するよう命令することがあります。
- (3) 本係留施設の使用許可は、プレジャーボートを係留するための使用許可であり、プレジャーボートの保管契約ではないので、艇の管理は、使用者の自己管理・自己責任で行ってください。
- (4) 台風、高潮等の異常気象及び危険な状況が予測される場合は、使用者の判断と責任で許可艇を安全な場所へ移動して下さい。
- (5) 許可艇が暴風・豪雨・地震・雷すべり・竜巻その他の自然災害、騒乱・暴動その他人間的な現象などの不可抗力または盗難、衝突、その他人災、火災、盗難、いたずらにより損害を受けた場合、市及び指定管理者は一切その責任を負いません。
- (6) 許可艇が、他の使用者または第三者に損害を蒙った時は、使用許可を受けた者が自己の責任と負担で解決すること。
- (7) 使用許可を受けた者は、漁業法に基づき漁業種や漁期法の規定など関係法令を遵守すること。また漁業者の漁の妨げをしないこと。
- (8) この許可にかかる権利は譲渡または、転貸、担保に供することができません。
- (9) 艇の変更または、名義の変更をする場合は新たな申請が必要です。
- (10) 営利を目的として施設を使用したり、施設で営業行為を行うことはできません。
- (11) 使用者は、施設の使用を終了したとき、または許可の取消されたときは、直ちに漁船施設を原状に戻し、退去しなければなりません。
- (12) 漁船施設を汚損、破壊し、または滅失させた者は、これを原状に戻し、または、その模様を賠償しなければなりません。
- (13) 漁船施設内において、次の行為を禁止とします。
 - ①遊泳をし、または泳ぎをすること。
 - ②乗艇機を放置し、または捨てること。
 - ③ガソリン、プロパンガスその他の危険物を放置し、または設置すること。
 - ④許可艇以外の船舶を係留すること。
- (14) 使用にあたっては、関係法令または、「赤穂市漁港管理条例」及び「関係例行規則」を遵守すること。

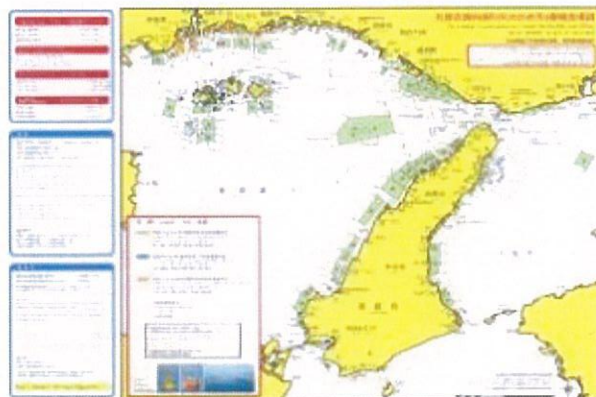


②施設利用者への安全啓発活動

- (1) 許可書発送時海上保安庁にて作成されたライフジャケット着用のちらし、県漁連、水産課からの兵庫県瀬戸内海「のり、わかめ等」養殖 漁場図を配布。

ライフジャケット着用のちらし

兵庫県瀬戸内海「のり、わかめ等」養殖漁場図



③放置艇に対する啓発活動

(1)ホームページによる情報提供とPR活動 <http://www.npo-uwh.jp/>

・随時最新の情報に更新



<http://www.npo-uwh.jp/>



- ①令和元年度は継続して放置艇の受け入れと、新規係留の取り組みを行ったが、結果として3月末許可艇は9隻であった。
- ②坂越漁協海岸保全施設設備工事(2020/1/6(月)～2020/3/13(金))の予定で工事が行われるため、周辺海域を航行の際の注意喚起を促す為、詳細をホームページにアップした。
- ③4月と10月の関西ボートショーに出展し、放置艇のボートパーク及びフィッシャリーナへの誘導マナー・ルール等の啓発活動、BAN会員、プレジャーボート責任保険への加入促進活動を実施。

(2) 令和元年度 関西ポートショー出展(4月・10月)

場所: 新西宮ヨットハーバー

- ・4月 開催日: 平成31年4月5日(金)～7日(日曜日) 来場者数: 7,239名
- ・10月 開催日: 令和元年10月25日(金)～27日(日曜日) 来場者数: 4,824名

関西ポートショーメインゲート(4月)



海上フローティング展示(新艇・中古艇)・体験乗船(4月)



UWH出展ブース(4月)



海上保安庁出展(4月)



関西フローティングポートショー(10月)



マリソ用品・部品業者出展(10月)



中古艇展示(10月)



海上フローティング展示栈橋(10月)



③顧客満足度向上に向けた取り組み

- ・2019年度のアンケート調査実施
- ・アンケート調査期間:2019.4月～2019.12月
- ・対象者11名の内、回答者3名 回収率27.2%
- ・アンケート調査結果を踏まえ、今後の坂越フィッシャリーナ運営に反映させる。

2019年度 アンケート 調査票

(坂越用)

NPO法人UWH
兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

日頃、ポートパークをご利用頂きありがとうございます。当施設の管理・運営に参考にさせて頂くために、定期的に利用者の皆さまのご意見をお聞かせ頂いております。本年もアンケートにご協力のほどお願い申し上げます。2019年4月～2020年2月の期間についてお答え下さい。

【記入要領】 下記の該当する口内に○印をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。



	5. 大変満足	4. やや満足	3. 普通	2. やや不満	1. 大変不満
① 施設の満足度についてお聞かせ下さい。	5 □	4 □	3 □	2 □	1 □
② 兵庫県瀬戸内海「海苔・ワカメ等」養殖園はご覧になったことがありますか？		□有る		□無し	
③ 2019年4月以降に盗難の被害に遭ったことはありますか？ (ある)の場合 具体的な被害品名		□有る		□無し	
④ 船舶の賠償保険(対人・対物)に入っていますか？		□はい		□いいえ	
⑤ 燃料給油方法をお尋ねします。	□携行缶で運ぶ		□タンクローリー使用		
	□近隣マリーナ利用		□業者へ給油代行		
⑥ NPO法人UWHのホームページを見た事は？ (ある)の場合、具体的な利用内容をお聞かせください 掲載して欲しい情報があればお聞かせください		□有る		□無し	
⑦ 台風上陸の予報の場合事前の備えをされていますか？ 備えをしている場合は具体的に どの様なことをされていますか？		□している		□していない	
●お客さまについてお尋ねします。					
① ご年齢は？	□～20代	□30代	□40代	□50代	□60代 □70才以上
② 年間のご利用(出港)回数は？	□～5回		□6～10回	□11回以上	

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。個人情報の保護に基づき本アンケートは厳重に保管いたしました情報をもとにサービスの向上に努めてまいります。今後とも兵庫県のポートパークをよろしくお願い致します。2020.3

坂越フィッシャリーナ

①施設の満足度について	大変満足	やや満足	普通	やや不満	大変不満	計	未回答
	0 0%	0 0%	0 0%	3 100%	0 0%	3	
②「海苔・ワカメ等」養殖園	ある 1 33%	なし 2 67%	計 3	未回答 0			
③盗難の被害	ある 0 0%	なし 3 100%	計 3	未回答 0			
④賠償保険について	加入 0 0%	未加入 3 100%	計 3	未回答 0			
⑤燃料給油方法	携行缶 3 100%	タンクローリー 0 0%	近隣マリーナ 0 0%	業者へ代行 0 0%	計 3	未回答 0	
⑥UWHのホームページ	見たことがある 0 0%	見たことがない 3 100%	計 3	未回答 0			
⑦台風の備え	している 3 100%	していない 0 0%	計 3	未回答 0			
⑧年齢	20代 0 0%	30代 1 33%	40代 0 0%	50代 1 33%	60代 1 33%	70歳以上 0	計 3 未回答 0
⑨出港回数	～5回 0 0%	～10回 1 33%	11回以上 2 67%	計 3	未回答 0		

④業務実施マニュアルに基づく日常点検・利用者調整

(1)坂越フィッシャリーナ清掃作業の実施(通年 定期的に実施)



⑤利用者への安全啓発活動

(1) マリン安全講習会の実施

坂越フィッシャリーナ利用者全員に封書にて案内

日時: 令和2年9月20日(金) 午後1時30分～午後4時30分

場所: みなと記念ホール(東二見漁協内)

明石市二見町東二見2017-7

講習内容

- ・「安全運航について」 加古川海上保安署 専門員 池宮 崇 様
- ・「のり養殖施設への進入事故防止について」
西二見漁協共同組合 代表理事組合長 山本 章等 様
- ・「気象について」 神戸地方気象台 港湾気象官 小野 善史 様
- ・「PB保険について」
日本漁船保険組合 兵庫県内海支所 副支所長 北川 尚敏 様
- ・「ディーゼルエンジンの点検整備について」
ヤンマー船用システム(株)西日本営業部大阪支店
市場サービスグループ 池岡 涼太 様

参加者 26名 (坂越からは遠く今回参加者はいませんでした)



3. 管理業務に係る収支決算書

坂越漁港小型船舶係留施設の管理運営に関する業務の収支決算書

(令和元年度分)

(単位：円)

収入

項目	内 訳	備 考
利用料収入	537,200	3月末許可数9隻
合 計 (a)	537,200	

支出

項目	内 訳	備 考
人件費 給料	301,931	人件費は用役基準、
手当		人件費以外の一般管理
		費は付加価値額比率配
委託料	247,000	賦で計上。
事務費 消耗品	3,594	
印刷製本	4,934	(事務用品費)
通信運搬	59,340	(通信費・旅費交通費)
事業費	118,055	
管理費 光熱水費	3,154	
修繕費	3,401	
小 計 (b)	741,409	
納付金 (c)	78,000	
合 計	819,409	

令和元年度 指定管理者管理運営事業評価シート

1 評価対象施設

公の施設の名称		坂越漁港小型船舶係留施設			
所在地		赤穂市坂越167番地4地先			
指定管理者	団体名	特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会	指定期間	開始日	平成30年 4月 1日
	所在地	西宮市西宮浜1丁目46番1		終了日	令和3年 3月31日
選定方法		公 募 ・ 非公募		評価実施年	指定期間 3年のうち 2年目
施設設置目的		漁港で放置または不法に係留している放置艇・不法係留船を適切に收容することで、良好な漁港環境を実現させる。運営はこの目的に沿って坂越漁港内に整備した係留施設について一括管理する。			
主な実施事業		<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用希望者に対する施設の使用許可の発行、料金徴収及び利用者に対する啓発活動。 ・施設の利用促進活動及び点検・清掃活動。 			

2 利用状況(目標と実績)

成果指標		単位	目標	H30実績	目標	R1実績	目標	R2実績
a	係留数	艇	14	12(3月末)	11	9	10	
b	稼働率	%	42.4	36.4	33.3	27.2	30.3	

3 指定管理業務にかかる収支状況

区 分		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度予算	
収入計		A	636,300	537,200	499,000
	利用料収入	C	636,300	537,200	499,000
支出計		B	976,368	819,409	814,000
事業費					
	内、人件費	D	294,022	301,931	296,000
	内、再委託料	E	247,000	247,000	247,000
事業収入		A-B	△340,068	△282,209	△ 315,000
利用料比率		C/A	100 %	100 %	100 %
人件費率		D/B	30.1 %	36.8 %	36.4 %
再委託費比率		E/B	25.3 %	30.1 %	30.8 %
<ul style="list-style-type: none"> ・支出欄「D・E」は代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。 ・事業費は、該当年度及び過年度決算を記入する。また、右欄には、次年度予算を記載する。 					
補足説明		NPO法人に於いては、会員はNPO法上の社員に当たり会員への業務委託は外部委託に該当しません。			

4 事業評価

評価区分	評価項目	自己評価	所管評価	
① サービスの履行	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	A	A
		必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	A	A
		事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	B	B
	第三者への委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	A	A
		外部委託業者に対して協定書等を遵守している。	A	A
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令を遵守している。	A	A
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A
	情報公開	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされている。	A	A
		協定書等に従い、情報を適切に管理し、公表している。	B	B
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	A	A
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A
		市、関係団体等との連絡調整を適切に行い、情報の共有が図れている。	A	B
緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	B	
	緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	A	B	
	緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行っている。	A	B	
財務状況	指定管理者の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A	
総括	①サービスの履行に関する評価	A	A	
② サービスの質	施設管理	協定書等に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A
	利用者対応	利用許可、利用料金の徴収、減免、還付等の受付業務を適切に行っている。	A	A
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A
		言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
	事業運営	事業計画に即し、必須事業を実施している。	A	A
		施設の目的に沿った自主事業を実施している。	B	B
		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	B	B
	維持管理	仕様書等に従い、維持管理を適切に行っている。	A	A
		仕様書等に従い、設備の保守管理を行っている。	A	A
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	A	A
		協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	A	A	
	要望、苦情等を整理し、遅延なく市に報告している。	A	A	
事業評価	利用者アンケート調査を実施し、その結果を利用者等に公表している。	B	A	
	利用者の利便性向上を図るため、自己評価を実施し、利用者等に公表している。	A	A	
提案事項	指定管理者の提案事項については、市と協議し、提案のとおり実施している。	A	A	
利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	A	A	
総括	②サービスの質に関する評価	A	A	
③ 安定性	経理事務	専用の口座等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	A
総括	③安定性に関する評価	A	A	

所見 (成果、課題等)	【自己評価】 専門知識を持った担当者が施設の保守・点検及び利用状況の確認を行い安全確保に努めた。赤穂に於ける兵庫県のポートパークが整備され為、結果として、利用者が減少し、赤字経営である。 Aバースに於いては南の風による影響が大きく係留の施設利用に影響が出ている。		
	【所管評価】 指定管理者の管理状況は良好である。 利用料収入で支出額を全額賄えていない状況であるので、引き続き利用料収入の増収に努められたい。		
前年評価	A	総合評価	A

※評価基準

自己評価・所管評価	A	優良	協定書、仕様書、事業計画書等を遵守し、要求水準より優れている。
	B	良好	協定書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C	要改善	協定書等に定める要求水準を下まわっており、改善が必要と認められる。
総括	A	優良	評価項目の評価が全てB以上であり、かつAが過半数である。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	評価項目の評価の内、Cが1割以上含まれる。
総合評価	A	優良	自己評価、所管評価の「総括」にCが含まれず、かつAが過半数以上ある。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	自己評価、所管評価の「総括」にCが2つ以上含まれる。